

地域密着型介護老人福祉施設「よつばあたご苑」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人よつばゆりかご会（以下「事業者」という。）が開設する地域密着型介護老人福祉施設「よつばあたご苑」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正な地域密着型介護老人福祉施設サービス（以下「事業」という。）を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 従業者は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 よつばあたご苑
- (2) 所在地 新座市あたご3丁目4-6
- (3) ユニット数及びユニットごとの入所定員
 - 一 ユニット数 3ユニット
 - 二 ユニットごとの入所定員 定員10名2ユニット・定員9名1ユニット 計29名
 - 三 空床利用型 「地域密着型特別養護老人ホーム よつばあたご苑」に空床がある場合には定員29名の範囲内で短期入所生活介護サービスを提供します。

(運営法人)

社会福祉法人 よつばゆりかご会
理事長 大谷 由香

(施設の従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
 - ・管理者は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行う。
 - ・利用に係わる申込の調整や従業者に、この規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人
 - 医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1人以上
 - 生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員 1人以上
 - 看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 介護職員 10人以上（常勤換算方法）
 - 介護職員は、入所者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- (6) 栄養士又は管理栄養士 1人以上
 - 栄養士は、給食の献立の作成、入所者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(8) 調理員 当事業所の実情に応じた適当数

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

(9) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう地域密着型施設サービス計画の作成を行う。

地域密着型施設サービス計画作成後、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(協力医療機関)

(1) TMG サテライトクリニック朝霞台

電話 048-452-7700

(2) 井上歯科クリニック

電話 048-479-1182

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

(2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助、日常生活上の世話等の生活、レクリエーション活動、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。

イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。

カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。

ユニット型施設については本人の希望に基づき適切な入浴の機会を提供する。

また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 地域密着型介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額と食事・居室の標準負担の額とする。

2 その他の費用として、居住費、食費、その他通常必要となる日常生活上の便宜に係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 居住費 1日2,800円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」(旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」)に記載されている負担限度額とする。

(2) 食費 1日1,600円(朝食300円、昼食600円、おやつ50円、夕食650円)

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」(旧措置入所者については「介護保険特定負担限度額認定証」)に記載されている負担限度額とする。

(3) 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

(4) 理美容代 実費

(5) 電気代 150円(各品目につき)

(6) その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

(2) 火気の取扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、入所者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第12条 施設は提供したサービスに係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

2 施設は提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

3 施設は、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会からの同様の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(1) 相談窓口 よつばあたご苑 連絡先 電話 048-424-8393

(2) 新座市役所 (介護保険課 事業計画係)
電話 048-424-5361 / 平日 8:30~17:15

(3) 埼玉県国民健康保険団体連合会 (介護福祉課 苦情対応係)
電話 048-824-2568 / 平日 8:30~12:00、13:00~17:00

(身体拘束)

第13条 入所者の身体拘束は原則行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、家族の「身体拘束に関する同意書」に同意を受けたときにのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。

なお、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録する。

(事故防止)

第14条 事故発生防止のため指針を整備する。事故が発生した場合に報告と分析、改善策を従業者に周知徹底する体制の整備を行う、事故防止委員会を設置し従業者に対する定期的な研修を行う。また安全対策責任者の設置を行う。

(虐待防止)

第15条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的な開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待防止のするための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第16条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は社会福祉法人よつばゆりかご会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改正、施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改正、施行する。

この規程は、令和 2 年 11 月 1 日から改正、施行する。

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から改正、施行する。

この規程は、令和 3 年 3 月 23 日から改正、施行する。

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から改正、施行する。

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から改正、施行する。

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から改正、施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から改正、施行する。